

岐阜県公報

目次

告示

各務原都市計画道路事業の認可

(街路公園課)

ページ
一

号外(一) 平成二十四年六月二十六日

告示

岐阜県告示第二百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画道路事業 三・三・十八号 犬山東町線バイパス及び三・五・十号

犬山東町線

三 事業施行期間

平成二十四年六月二十六日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県各務原市鷺沼南町5丁目及び6丁目地内

使用の部分 なし

平成二十四年六月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社